

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

高知県公報

目次	ページ
訓 令	
◎機構改革等に伴う関係訓令の整備に関する訓令	1
訓 令	
高知県公営企業局訓令	
高知県教育委員会訓令	
高知県警察本部訓令	
◎高知県豪雨災害対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令	1
◎高知県南海トラフ地震対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令	1
訓 令	
高知県教育委員会訓令	
◎高知県産業振興推進本部設置規程の一部を改正する訓令	1
訓 令	
高知県教育委員会訓令	
高知県警察本部訓令	
◎高知県青少年対策推進本部等設置規程の一部を改正する訓令	2
◎高知県社会資本整備推進本部設置規程の一部を改正する訓令	2

訓 令
高知県訓令第3号
本 庁 各出先機関
機構改革等に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。
令和7年4月1日
高知県知事 濱田 省司
機構改革等に伴う関係訓令の整備に関する訓令
次に掲げる訓令の規定中「文化生活部文化国際課長」を「文化生活部文化振興課長」に改める。
(1) 高知県公印規程（昭和41年9月高知県訓令第50号）別表知事印の項及び部長印の項
(2) 高知県障害者施策推進本部設置規程（昭和57年4月高知

県訓令第10号）別表幹事の項
(3) 高知県男女共同参画推進本部設置規程（昭和51年7月高知県訓令第17号）別表第2
(4) 高知県公共補償等審査会規程（昭和51年12月高知県訓令第25号）第3条第5項
附 則
この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

訓 令
公 営 企 業 局 訓 令
教 育 委 員 会 訓 令
警 察 本 部 訓 令

高知県訓令第4号	
高知県公営企業局訓令第2号	
高知県教育委員会訓令第2号	
高知県警察本部訓令第9号	
本 庁 各出先機関 公 営 企 業 局 本 局 公 営 企 業 局 各 事 業 所 公 営 企 業 局 各 病 院 教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 委 員 会 事 務 局 各 事 務 所 警 察 本 部 警 察 署	
高知県豪雨災害対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。	
令和7年4月1日	
高知県知事 濱田 省司 高知県公営企業局長 澤田 昌宏 高知県教育長 今城 純子 高知県警察本部長 岩田 康弘	
高知県豪雨災害対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令	

高知県訓令第6号	
営企業局訓令第1号	
育委員会訓令第5号	
察本部訓令第10号	
別表第2中「文化生活部文化国際課長」を「文化生活部文化振興課長」に改める。	
高知県訓 高知県公 高知県教 高知県警	
高知県豪雨災害対策推進本部設置規程（平成30年9月	
の一部を次のように改正する。	

附 則	
この訓令は、令和7年4月1日から施行する。	
高知県訓令第5号	
高知県公営企業局訓令第3号	
高知県教育委員会訓令第3号	
高知県警察本部訓令第10号	
本 庁 各出先機関 公 営 企 業 局 本 局 公 営 企 業 局 各 事 業 所 公 営 企 業 局 各 病 院 教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 委 員 会 事 務 局 各 事 務 所 警 察 本 部 警 察 署	
高知県南海トラフ地震対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。	
令和7年4月1日	
高知県知事 濱田 省司 高知県公営企業局長 澤田 昌宏 高知県教育長 今城 純子 高知県警察本部長 岩田 康弘	
高知県南海トラフ地震対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令	
高知県南海トラフ地震対策推進本部設置規程（令和2年6月	
高知県訓令第13号	
知県公営企業局訓令第4号	
知県教育委員会訓令第10号	
知県警察本部訓令第13号	
別表第2中「文化生活部文化国際課長」を「文化生活部文化振興課長」に改める。	
附 則	
この訓令は、令和7年4月1日から施行する。	
訓 令	
教 育 委 員 会 訓 令	
高知県訓令第6号	
高知県教育委員会訓令第4号	
本 庁 各出先機関 教 育 委 員 会 事 務 局	

教育委員会事務局各事務所 高知県産業振興推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 令和7年4月1日 高知県知事 濱田 省司 高知県教育長 今城 純子 高知県産業振興推進本部設置規程の一部を改正する訓令 高知県産業振興推進本部設置規程（令和2年4月高知県訓令第8号 員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。 第2条第5項中「子ども・福祉政策部長」を「子ども・福祉政策部長、文化生活部長」に改める。 第6条第4項中「子ども・福祉政策部地域福祉政策課長」を「子ども・福祉政策部地域福祉政策課長、文化生活部文化振興課長」に改める。 附 則 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。 ----- 訓 令 教 育 委 員 会 訓 令 警 察 本 部 訓 令 ----- 高知県訓令第7号 高知県教育委員会訓令第5号 高知県警察本部訓令第11号 本 庁 各 出 先 機 関 教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 機 関 警 察 本 部 警 察 署 高知県青少年対策推進本部等設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 令和7年4月1日 高知県知事 濱田 省司 高知県教育長 今城 純子 高知県警察本部長 岩田 康弘 高知県青少年対策推進本部等設置規程の一部を改正する訓令 高知県青少年対策推進本部等設置規程（高知県訓令第14号 育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。	察本部訓令第4号 / 別表幹事の項中 「文化生活部文化国際課長」 を 「文化生活部文化振興課長 文化生活部国際交流課長」 に、「生活安全部少年課長」を「生活安全部人身安全・少年課長」に改める。 附 則 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。 高知県訓令第8号 高知県教育委員会訓令第6号 高知県警察本部訓令第12号 本 庁 各 出 先 機 関 教 育 委 員 会 事 務 局 警 察 本 部 高知県社会資本整備推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 令和7年4月1日 高知県知事 濱田 省司 高知県教育長 今城 純子 高知県警察本部長 岩田 康弘 高知県社会資本整備推進本部設置規程の一部を改正する訓令 高知県社会資本整備推進本部設置規程（高知県訓令第11号 育委員会訓令第9号）の一部を次のように改正する。 察本部訓令第22号） 別表第2中「文化生活部文化国際課長」を「文化生活部文化振興課長」に改める。 附 則 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。	
--	--	--